

令和5年度 第3回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年6月9日（金）
午後2時00分～3時05分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 11名

（会場参加）

赤嶺 博之 委員	池田 博 委員	伊良波宏紀委員
上原 亀一 委員	八前 隆一 委員	新立 弘子 委員

（Web参加）

当真 聡 委員	大谷健太郎委員	藤田 喜久 委員
山川 彩子 委員	城間 恒浩 委員	

事務局職員 3名

井上 顕（事務局長）	紫波 俊介（主任書記）
秋田 雄一（主任書記）	

○事務局長（井上） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

事務局の井上でございます。

大谷委員、聞こえますでしょうか。画面のほうをオンにさせていただいて、サインをお願いいたします。

○大谷委員 すみません、今、設定しています。遅れてすみません。大丈夫です。

○事務局長（井上） そろいましたので、まずは資料の確認です。

本日の資料は、1枚の議事次第、議案書、そして議案に対する添付資料の合計3種類でございます。不足がありましたらお申しつけください。

それと、いつもの約束事です。携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いいたします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を

受けた後にお願いいたします。途中退席される方には、挙手の上、議長
の許可の下、退席されてください。

本日は、ウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、
専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願い
します。また、ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、そ
れ以外にはオフでお願いします。カメラは、原則としてオンにしてくだ
さい。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有
しないよう進めていきましたが、ご意見ありますでしょうか。不都合が
ある方があれば、画面共有して進行していきたいと思います。なければ、
画面共有しないで進行したいと思います。

では、ただいまより令和5年度第3回沖縄海区漁業調整委員会を開催
いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。
本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、池田委員、伊
良波委員、八前委員、新立委員の6名にお越しいただいております。ウ
ェブでは、当真委員、大谷委員、藤田委員、山川委員、城間委員の5名
に参加をいただいておりますので、委員定数15名に対し11名のご参加が
あり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条
により、上原会長に以後の会議の進行をお願いいたします。上原会長、
よろしくをお願いいたします。

○上原議長 皆さん、こんにちは。

これより、令和5年度第3回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、議案は3題提案されております。また、協議事項1題、報告
事項が2題提案されておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議事に先立ちまして、本日の議事録署名人のご指名をいたしたいと思
います。本日の議事録署名人には、山川委員、新立委員のお二方にお願
いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

[第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原議長 それでは、早速議事に入ります。

第1号議案 浮魚礁の承認申請について提案します。事務局より説明
をお願いします。

○事務局（秋田） 事務局の秋田でございます。では、よろしくお願

します。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について。浮魚礁の敷設承認につきましては、有効期間は最長で1年、承認日からその承認日の所属する年度の最終日までとなっております。また、浮魚礁の委員会指示は、近年、毎年更新しておりますので、指示の番号もその都度変わっております。

今年度発動している委員会指示は、沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号となっております。その一部を抜粋したものを議案書の1ページ目の枠内に掲載しております。今回の委員会には、合計35基の申請があります。

2ページ目は、承認の流れとなっております。

3ページ目、4ページ目をご覧ください。

申請情報の一覧が記載されております。再敷設承認のあった糸満漁協、渡名喜漁協、上の表の再敷設についてなんですが、こちらについては、所属する各ブロックにおける協議書の提出を事務局で確認しております。

また、提出のあった各魚礁の情報は、別添資料1、こちらの横向きの資料になります。こちらに全ての情報をまとめてあります。それぞれ魚礁礁体の写真、それから座標と、浮魚礁については、レーダー反射板であったり灯火や礁体の銘板の確認をしました。

続いて、5ページ、6ページにブロックごとの承認申請状況が整理されております。

今回申請のあった35基が全て承認されることで、漁協、市町村設置分が77基となり、次回海区までに承認すべき残りの基数は38基となります。県設置パヤオについてはまだ申請が上がってきていませんので、残り87基となります。

今回の申請があった浮魚礁については以上なんですが、7ページに参考情報として、近年の各ブロックにおける浮魚礁の流失状況を整理しました。

今年度、まだ4、5、6と3か月しかたっていないですが、例年になく早いペースで流失しており、海上保安庁のほうからも流失防止策について検討するよう、口頭で求められています。近年の傾向としては、第3ブロック、第4ブロックからの流失が多いようです。こちらの情報は、参考までとさせていただきます。

事務局からは以上です。ご審議をお願いいたします。

○上原議長 ただいま第1号議案について説明がございました。

1号議案について、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。 城間委員。

○城間委員 よろしいですか議長、ありがとうございます。

設置についての許可承認については、特段何もないんですけども、今、参考情報として提示のあった流失の件なんですけれども、この流失については、実際何か事故が起きたりとか、異変が得られているとか、そういうことが実際にあって、これを流失を防止するような有効な方法というのが何かあるんでしょうか。

○上原議長 事務局からお願いしていいですか。

○事務局（秋田） 事務局よりお答えいたします。

流失があった際には、海区委員会に流失届を提出するとともに、海上保安庁にも同様の様式で、どの浮魚礁がいつ流失したかというのを報告しております。

ただ、流失の防止策については、設置の際にアンカーを1トン以上のものにするよう指導したりだとか、十分な強度を持ったロープを使うようにといった指導はできるんですけども、海流の関係だったり、船舶の大型船の航行であったり、どうしても対応できない部分で流失してしまうことがあるようです。

なので、可能なことについては対応できるんですけども、特定の原因で流失が多いというような原因の解明にまでは至っていないのが現状です。以上です。

○城間委員 ありがとうございます。

もう一つよろしいですか。 そうすると、流失防止策については、各漁協ですとかにもう任されているような状況ということですか。

○事務局（秋田） はい、そのとおりです。

こちらからご案内できるのは、先ほど申し上げたような、アンカーをなるべく重く1トン以上にするようなことだとか、レーダー反射板、これについても船舶から確認できるように、申請があった際には、ちゃんとつけられているかとか、今回も1件ついていないのがあって、つけるように指導して、対応いただいたのもあります。そのような指導を行っております。

○城間委員 ありがとうございます。

もう一つだけ。

先ほど、一番最初に質問した、この流失することによって、この実際のものが流失することで、何か事故につながったりとか、そういったこ

とが起きたりしているという事実はあるんでしょうか。

○事務局（秋田） 事務局のほうでは、何か事故があったというのは報告を受けていません。海上保安庁のほうからもそのような報告は来ておりません。それでよろしいでしょうか。

○城間委員 ありがとうございます。

○上原議長 当真委員、先ほど手を挙げていましたか。
当真委員。

○当真委員 手を挙げていたんですけれども、ほとんど城間委員が聞かれたことと一緒になんですけれども、確かに単協で努力してできる部分と単協ではできないところがあるので、そこも海保なんかからの組合に対しての流失防止策を考えるようにということは理解できますけれども、逆に、航行しているタンカーとかその辺のほうにも、同様に注意を求めることができればいいのかなと思いますので、その辺だけ提案していきたいと思います。 以上です。

○事務局（秋田） はい、ありがとうございます。

海上保安庁のほうにもそのようにお伝えするとともに、船舶関係にも周知する方法がないかというのは、一旦、検討してみたいと思います。
ありがとうございました。

○上原議長 ほか、ございませんか。

（「ありません」という声、あり）

○上原議長 特にないようですので、お諮りしたいと思います。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、提案のとおり承認をするということではよろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ないものと認め、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

〔第2号議案 委員会運営等規程の変更について〕

○上原議長 次に、第2号議案 委員会運営等規程の変更について提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） はい、よろしく申し上げます。

第2号議案 沖縄海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について。
沖縄海区漁業調整委員会運営等規程第3章では、会議の傍聴について定

めており、第13条傍聴することができない者では、委員の安全及び会議の円滑な運営を妨げる可能性がある者を挙げています。当該条文第4号では、精神に異常がある者とされており、当該条項が沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例第3条第1項の理念に反する可能性が示唆されます。

一方で、当該条文第5号では、その他、議長が特に不相当と認めた者とされていることから、第4号を削除したとしても、会議の運営を妨げる可能性がある者については、第5号を根拠に傍聴を制限することができます。

したがって、沖縄海区漁業調整委員会運営等規程第13条第4号の記述を削除することは、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例との整合を図る上で必要であると考えられますので、内容及び規程の告示についてご審議願います。

議案書の9ページをご覧ください。

前回の海区でもお話ししたのですが、今回の運営規程改正の発端となったのが、こちらの民間団体からの要請が今年4月にありました。全国の障害者差別につながる可能性がある条例等を調査しているようで、沖縄県関係では、10ページにその一覧が提示されております。

10ページの表を見ますと、市町村関係の規則とか条例が多いんですが、14番目に沖縄海区漁業調整委員会の運営等規程とありまして、先ほど説明したように、精神に異常のある者の会議の傍聴を制限しております。

これについて、水産課内、それから海区のほうで先月ご案内させていただいて、検討した結果、当該条文を削除することといたしました。それで、11ページがその告示案となっております。当該部分を削除するという告示になります。

それで、12ページから15ページが、現在の運営規程と削除する部分の新旧対照表となっております。変更があるのは、ざっと見ていって、14ページの第13条、先ほど説明した第4号を削除して第5号の号数を繰り上げる、この点のみになります。

そして、最後16ページ目に、先ほど説明させていただいた沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の条文を添付しております。

この条文の削除についてご審議を願います。事務局からは以上です。

○上原議長 ただいま第2号議案についての説明がございました。

本件について何かご質問等がございましたら、お願いをしたいと思います。

す。

本件については、前回の委員会でも報告をし、特にその文言を削除することによって支障はないという判断がございますので、今回の委員会の中で削除をするということで決議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 ありがとうございます。

第2号議案 委員会運営等の規程の変更については、提案のとおり承認することといたします。

[第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原議長 次に、第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について。

今回は、研究で4件の申請があります。

ウミガメの採捕に係る沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号に基づく採捕承認申請が4件、このウミガメ採捕承認申請についてご審議願います。

18ページに申請者の申請個体数と前年の採捕実績頭数を表にまとめております。

今回申請があったのは、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所、石垣の西海区水研のほうからと、石垣島ウミガメ研究会、それから一般社団法人全国水産技術協会、4件目が琉球大学ウミガメ研究会からの申請となっております。

それぞれ簡単に申請の目的を説明させていただきます。

1件目の国立研究開発法人水産研究・教育機構については、19ページ目から、19ページ目が承認証の案、21ページがその申請書となっており、研究の概要については23ページから示してあります。

この研究では、近年、ウミガメによる食害が問題になっているウミシヨウブについて、その食害を防止するための研究ということで、現在、アオウミガメの食害からウミシヨウブを守るために防護柵が設置されているんですが、ウミガメの海草の藻場の利用について移動生態から研究するために、一時的にウミガメを捕まえて、それにロガーを設置して放

流し、データを取るといったものになっております。

続いて、2件目の石垣島ウミガメ研究会への承認証案が27ページ、28ページ目に申請書、そして31ページ目から計画概要が記載されております。

石垣島ウミガメ研究会の研究内容としては、ここは毎年行っているようなんですけれども、産卵に訪れたウミガメの産卵状況を調査する目的です。その際に、タグをつけて放流したり、タグの埋め込み状況なんかについても調査するようです。

この調査に関しては、計画がもう一つ添付されておまして、調査計画2というのが34ページ、35ページに載っております。こちらは、ウミガメ研究会と共同で実施する京都大学のほうなんですけれども、ウミガメの卵を採取するというので、こちらは委員会指示の採捕承認とは別に、特別採捕許可の申請をしているようです。

そして、3件目が36ページ以降になります。一般社団法人全国水産技術協会からになりまして、38ページに申請書、40ページ目以降に研究計画書が添付されております。

こちらについては、カメに音響ロガー、マイクのロガーをつけて、カメが遊泳することで周辺のいろんな音を記録して、水中での音の立体的な発生状況を調査する計画となっております。なので、一時的に捕まえたカメにロガーを設置し、その後、ロガーは取り外すということです。

4件目が、45ページに承認証案、47ページ以降に申請書と計画書が添付されている琉球大学ウミガメ研究会、ちゅらがーみーからの申請になります。

こちらも例年申請が上がっている内容で、読谷漁協の定置網に入ってくるウミガメを一時的に捕獲して、体長や雌雄を判別するような計画になっております。

以上4件の採捕承認についてご審議願います。事務局からは以上です。

○上原議長 ただいま第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について、試験研究で4件ということで提案をさせていただきます。

本件について何かご質問等ございましたら、お願いをしたいと思います。

赤嶺委員。

○赤嶺委員 次に、この件に関しては、大した反対の意見とかはないんですけれども、海区委員会で審議するに当たって、住所が全部黒塗りされているんですけれども、これは、いくら個人情報の件であっても、審

議の対象にならないじゃないですか、黒塗りされたら。

○事務局（秋田） 住所についてですか。

○赤嶺委員 はい。

去年までは住所全部載っていました。何で今期から黒塗りにされているのか、住所が黒塗りにされているんだったら審議のしようがないでしょう。隠し事されて審議できますか。できないでしょう。

○上原議長 事務局、答えて。

○事務局（秋田） 失礼しました。

去年の書類で住所が黒塗りされていなかったのは、すみません、確認しておりませんでした。こちらが一方的に個人情報ということで黒塗りしてしまっていたので。

今回、内容について審議いただいて、次回、報告させていただく形でよろしいでしょうか。すみません。

○上原議長 よろしいですか。

○赤嶺委員 はい。

○上原議長 提案の在り方について、事務局のほうでも、個人情報という観点から消したほうがいいのか、それともちゃんと明確にしたほうがいいのかを調査して、調べてください。その上で、報告を次回していただければと思います。よろしいですか。

○事務局（秋田） はい。

○上原議長 じゃ、ほか、何かご質問等ございませんか。

特にご質問等ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。ただいま提案をされましたウミガメの採捕承認申請について、試験研究で4件分について、提案のとおり承認をするということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ないようですので、第3号議案 ウミガメの採捕承認申請については、提案のとおり承認することにいたします。

〔協議事項 ソデイカの委員会指示に関するスケジュール案について〕

○上原議長 次に、協議事項として、ソデイカの委員会指示に関するスケジュール案についてを事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしくお願ひします。

議案書の56ページ以降をご覧ください。

協議事項1 ソデイカ委員会指示に向けたスケジュールについて。

沖縄海区漁業調整委員会指示4第3号については、令和5年9月30日をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。つきましては、当該指示の変更に関する今後の作業内容及びスケジュールの事務局案について協議いたします。

57ページをご覧ください。

次回の委員会指示発動に向けたスケジュールについて、案を整理いたしました。

まず、7月14日、第4回海区漁業調整委員会で、アンケート調査実施について、内容について協議させていただきたいと考えております。その際、項目や内容について事務局から案を提案したいので、今回、後ほど説明させていただくこれまでのアンケート結果や禁漁期間の推移などの情報を基に、アンケートに盛り込むべき内容について、案について検討させていただきたいと思っております。

それから、2つ目に奄美海区との情報交換について。これまでコロナの関係で対面での意見交換ができていなかったんですが、昨今の状況を踏まえて、対面での意見交換をしようかというところなんですけれども、このスケジュールと参加メンバーについて、今回、協議いただければと思います。

2行目に書いてあるのがその内容でして、できればこちらから奄美海区のほうにお伺いして、意見交換ができればというふうに考えております。

そして、7月中旬から8月上旬頃、次回海区以降、アンケート調査の実施ということで、7月海区で諮ったアンケート内容で、全漁協に例年どおりアンケートを実施する。8月上旬に、今月までのソデイカの漁獲状況の情報収集と提供ということで、水技センターから漁模様と、それから生物情報について情報提供いただくよう、今、打診をしているところです。

第5回海区が8月12日に予定されておりますので、アンケートの実施状況の報告、それから新委員会指示、アンケート結果を踏まえた新しい指示の検討ですね。で、8月中旬から下旬頃に最終的なアンケート結果の取りまとめをして、9月上旬にアンケート結果に基づく委員会指示の策定、それから、告示に向けた私学課との調整、9月の第6回海区漁業調整委員会で新委員会指示について審議、9月の下旬に告示をして漁期に入っていくという流れになります。

今回の協議のポイントについてなんですが、アンケートの内容について、後ほど説明するこれまでの漁期の変遷であったり旗数制限についての意見、それから、この内容についてアンケートにどういったものを盛り込んでいくべきか、それからアンケート項目についてご意見をいただければと思います。

もう一点目が、実施を計画している奄美海区との意見交換についてなんですが、その時期と参加いただくメンバーについて相談させていただきたいと思います。

では、次のページ、58ページをご覧ください。

一番上の黄色と黒、それから赤で示したこの表は、平成24年漁期から昨漁期までの、左側が沖縄海区、右側が奄美海区の、灰色で塗り潰したところが禁漁期間、黄色が操業可能期間、赤が近年禁漁期間とした漁期をまとめた表です。

沖縄海区においては、令和元年漁期から6月を禁漁とし、令和2年度以降、11月と6月を禁漁にする措置を取っております。

奄美海区のほうについても、沖縄側とルールを合わせていただくよう要請して、令和3年漁期から6月漁期を禁漁にする措置を取っております。

それで、最後に報告でまとめているんですけども、奄美海区の委員会指示が5月に更新されまして、奄美海区のほうは次の漁期も6月を禁漁とする指示で継続するということです。

次が、下の棒グラフなんですけれども、近年の青で示した沖縄海区と赤で示した奄美海区、それぞれの所属船のソデイカの年間漁獲量になります。

直近3年間、2019年以降は、沖縄海区で禁漁期間が延長されたことで、漁獲量はやや減少しているんですけども、奄美海区のほうは、沖縄海区のほうで禁漁により漁獲量が減ったからといって、奄美海区の漁獲量が増えたことはなくて、ほぼ一定でずっと沖縄の10分の1程度の漁獲がある状況になっております。

それから、右の59ページにいきまして、近年のアンケート結果のまとめになります。グラフは、平成30年から令和4年に実施した禁漁期間についての意向のアンケート結果になります。

聞いている内容が違うので、ちょっと塗り潰している色が違うんですが、平成30年と令和元年が青で禁漁を延長するべきだという意見、それから、濃いピンクで11月から6月、前の操業期間なんですけれども、こ

れを維持するべきだという意見で、禁漁を延ばしたほうがいいんじゃないかという意見がいずれも50%後半から60%程度、漁場の遠方化だったり資源が減っているという懸念から、このような意見が上がっております。

それから、令和2年から令和4年は、お伺いする内容を多少細かくして、どういった漁期がいいかという聞き方をしております。

令和2年で見えますと、12月から5月の6か月を禁漁にしたほうがいいというのが青で、漁期を短縮するべきだ、もう少し禁漁期間を延ばすべきだというのが紫、12月から6月、今は6月が禁漁になっているんですけども、6月は解禁したほうがいいんじゃないかという意見が灰色っぽい青で、ピンクが11月から5月、6月の禁漁は守ってもいいけれども早く始めたほうがいいという意見が濃いピンクで、薄いピンクが後ろを早く切って11月から始めたい、6か月間の漁期、それから濃いあずき色で漁期を延長するべきだという意見になっております。

いずれについても、資源の減少だったり漁場の遠方化、皆さん、ソデイカがなかなか取りにくくなっているという懸念から、禁漁期間を延ばして保護していくべきだろうという意見が、多少の変動はあるんですが、過半数を一応占めている状況になります。

ですが、直近の意見を見えますと、11月禁漁を元に戻す意見が少し増えている状況にもありました。

続いて、旗数制限についてのアンケート結果を60ページに示しております。こちらのアンケートについては、平成30年と令和元年、それから、間がなくて令和4年の結果がありましたので、それをグラフにしました。平成30年と令和元年は同じような結果で、沿岸の場合と沖合の操業の場合について別々に伺っております。いずれも旗数制限について現行のままでもいいんじゃないか、変えなくていいんじゃないかという意見が8割から9割近くあったのに対し、昨年、令和4年度の調査では、旗数制限について、見直すべきじゃないかという意見が増えています。

令和4年度のアンケートでは、漁場の遠方化や1回当たりの操業期間の長期化によって、船の大型化をしてきた方もいますので、また数字的にも見直しを求める意見が約4割程度出てきている状況になります。

事務局から、これまでの情報についての整理した内容を報告させていただきました。アンケートの実施内容、旗数制限や漁期の制限について、それから奄美海区との意見交換について、皆様のご意見をお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○上原議長　ただいま説明がありました、この件について何か委員の皆さんからご意見ありましたらお願いしたいと思います。

池田委員、どうぞ。

○池田委員　ちょっとお聞きしたいんですけれども、60ページの旗数の制限の見直しを求める意見が約4割あると。これ旗数の制限を見直すというのはどういうこと。増やしたほうがいいということと、また減らしたほうがいいという、現状とどういう関係になっているのかなと思わせて。

○事務局（秋田）　事務局より回答させていただきます。

ちょっと、ごめんなさい。今回、アンケートの結果を、毎年聞いている内容が細かく違っていたので、大きなくくりでまとめるために、この変えたほうがいいか、そのままでいいかというまとめ方をしてしまったんですけれども、かなり細かくて、大型船については、やっぱり旗数を増やしたいとか、予備を含めて認めてほしいとか、そういった意見があったりだとか、逆に、減らしたほうがいいとか、現状から何かしら見直しをするべきだという意見のまとめがこの4割ということになります。

○池田委員　じゃ、はっきり分からないんだ。減らしたほうがいいのか、増やしたほうがいいのかというのは。

○上原議長　ちょっと私からなんですが、今、先ほど事務局説明したんですが、次回の委員会に、事務局案としてのアンケートの項目や内容等というのを提示して協議してもらおうということを行っているので、この場でその中身について委員の皆さんからちょっと質問しづらいのかなという気はします。具体的にこういうふうにやりたいというのが出ると、協議はできるんですけれども、まだどうしたいというのもないのに、ちょっとやりづらい気はします。

あと、もう一点は、奄美海区との意見交換というのを、事務局としては大体いつ頃あたりに開催をしたいとかいうのが、腹案とかがあれば、ちょっと聞かせてもらえればと思いますが。

○事務局（秋田）　奄美海区との意見交換についてお答えいたします。

まだ先方とは調整は取れていないんですけれども、7月から8月頃にこちらから奄美海区のほうにお伺いして、意見交換ができればというふうに考えております。

その際、メンバーとしては、会長と、できれば沖縄から当該海域を利用される可能性のある糸満の大城委員、当真委員にお願いできないかなとい

うふうに考えております。

○**上原議長** 今、奄美海区との意見交換については、私と、あと海区、奄美の近海で操業をされている糸満漁協所属船、あと与那原・西原の所属ということで当真委員、あとは大城委員を一応メインに、ちょっと絞り込んで意見交換ができればいいかなというふうに、事務局としては検討されているということなんですが、特に当真委員あたりはいかがですか。

○**当真委員** 日程が合えば。前回も伺っていて、いろいろ話をしたり、今も奄美は茂野組合長ですかね。どなたですか。分かりますか。

○**上原議長** 海区の会長は茂野さんだと。

○**当真委員** そう、海区の会長ね。日程合えば参加したいと思います。

○**上原議長** はい、了解です。

今、事務局が提案した人選等含めて、その方向で調整をしていただければと思います。特にまた委員の皆さんで参加したいという方がいらっしゃれば、ぜひご参加いただいてもというふうに思いますので、この件については、奄美との意見交換については、今、説明があったとおり、ちょっと進めさせていただければと思います。

あと、アンケートの件、どうですか。今、ここで出す、意見。

○**事務局（秋田）** そうですね、すみません、具体的な内容をやっぱり提案させていただいたほうがいいのかなと思うんですが、ただ、漁期について伺いするのと旗数について伺い、この2本立てでアンケートを取らせていただければいいのかなというふうに考えてはいるんですけども、ほかに何かこういうことを漁業者の皆さんに伺ったほうがいいとか、そういったような点があれば、ご指摘いただきたいと思います。

○**上原議長** 当真委員、お願いします。

○**当真委員** すみません、実際、去年でしたかね、アンケートを取らせていただいたときも、我々与那原・西原、糸満は、ソデイカの水揚げは、量は多いほうなんで、両方の意見は影響すると思うんですけども、ただ、糸満と与那原との間でも意見の相違がある程度あるので、もし糸満の委員が行くのであれば、その前にやっぱり意見だけは、沖縄の意見としてはこういう意見ですよということをまとめておかないと、向こうで食い違いがあったら困るので、もし糸満の委員が一緒に行かれるのであれば、会長を中心に意見の集約をしてから、ある程度まとめて伺ったほうがスムーズに行くのかなと思いますので、その辺もまた検討していただきたいなと思います。

以上です。

すみません、あと、実際、生産者のほうにも、去年の1年の漁期のこともちょっと確認をしてから、アンケートがどう上がってくるか分かりませんが、それに対しての意見としては、実際、生産者のほうの意見も確認してから、質問したり参考意見を出したりということができればいいのかと思うんで、今、内容を出されても、なかなかというところがあると思うんで、そこもひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○藤田委員　すみません、藤田ですけれども、会長、よろしいでしょうか。

○上原議長　藤田委員、どうぞ。

○藤田委員　ソデイカに関して、生物的なほうの研究とか、何か情報の収集の進展って見られるんでしょうか。ずっとこの今の禁漁とか続いているんですけれども、何か資源量が回復したとかそういう情報というのが、新しい情報がないと、なかなか県をまたいでの調整になると大変なんじゃないかなというふうにちょっと思うんですけれども、あるいは、あと、奄美だけとかは知っていますけれども、それ以外の県は漁業していないんですか、ソデイカの。

もしそうであれば、複数の都道府県にまたがるんでしたら、何かちょっとこの沖縄県の海区とか奄美とだけ調整じゃなくて、もっと広域のところルール決めてしまうとかしないと、何か今ずっと情報があまり出てこないまま漁業者にアンケートを取っているけれども、結局何か禁漁を続けたりとか、あまりコミットがなくて、漁業者の人、これを守れと言われてもなかなか苦しいんじゃないかなとちょっと思うんで、そのあたりどうなっているか、ちょっとお聞きしたいなど。

生物的な情報とか資源量の情報というのは、研究進んでいるのかみたいなどころをちょっと知りたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（秋田）　お答えさせていただきます。

水産海洋技術センターと、それから西海区水産研究所のほうで、ソデイカの標識放流調査、石垣と糸満でやらせていただいています、それについては、まだ成果の取りまとめはこちらには提供がないんですが、ソデイカの移動についてまず調査していると。

それから、標本船調査ということで、幾つかの船に操業記録、これまで操業日数が船によって異なっているので、水揚げ量から1回操業当た

りの取れ具合、資源の量をおおよそ表すと言われる努力量当たりの取れ具合というのが示せなかったんですけれども、操業記録をつけていただくことで、針の数だったり旗の数、それから操業日数とか、船の規模によって取れ具合を比較することで、資源が多いのか少ないのかという調査を近年行っています。

それによると、今ちょっと詳細な情報は持っていないんですが、ソデイカの資源量としては、やや減少傾向にあるような結果になっていました。

水産海洋技術センターのほうと、今、相談はしているんですけども、漁期をこれまで延ばしてきた経緯がありますので、いつ取るのがベストなのか、ソデイカはこれまで寿命が大体13か月程度、1年ちょっとぐらいいだと言われていきますので、取らずに残してしまうと、結局その後、死んでしまう。一方で、小さいうちに取ってしまうと、まだまだこれから大きくなって、1本当たりの単価が高くなる前に取ってしまうという非効率な資源利用になってしまうので、いつ取るのが資源を利用する上で最もベストなのか、これはもちろん漁業者の方も感覚的に分かっていることだと思うんですけども、水技センターのほうにそういった情報の提供するように、こちらから依頼しているところです。

ですので、次回、アンケート内容をまとめる際には、そういった情報も皆様に提案しつつ、アンケートの内容をお伺いできるように、準備を進めたいと考えております。

以上です。

○藤田委員 よろしく申し上げます。

○上原議長 もう一点、他県。

○事務局（秋田） すみません、説明が漏れていました。

他県の漁獲状況なんですけど、こちらについては、日本海のほうでもともとソデイカ漁業が始まったこともあって、但馬地域とかあっちのほうでも漁獲があるんですけども、やはり南方から黒潮に乗って流れてくる関係で、漁獲がほとんど沖縄県と、それから鹿児島であったり宮崎であったり、黒潮の源流に近いほうでの漁獲がほとんどになっております。以上です。

○藤田委員 はい、ありがとうございます。

○上原議長 調整は必要ないかということ。

○藤田委員 そういう広い範囲であれば、もう少し広域のほうの案件、たとえばマチとかそういう広域の調整委員会とかの話が出たと思うので、

ちょっとこういうのも考えたほうがいいのかなと少し思いました。

データが出てきたら、漁業者の皆さんにもある程度お願いしやすくなると思う、そういうのも奄美とか調整するときに持って行って話をしたほうがいいんじゃないかなとちょっと思いますんで、よろしくお願ひします。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

○藤田委員 以上です。

○上原議長 ありがとうございます。

ほか、ございませんか。

当真委員、どうぞ。

○当真委員 今、藤田委員からも提案があったんですけども、前回、金城会長の頃、奄美にお伺ひしたときには、九州方面からはいらしていないんですけども、与論の代表も参加してくれていましたので、そういうところも声かけられればぜひかけていただいて、都合が合えば一緒に話し合いをするということも必要じゃないかなと思いますので、参考に提案しておきます。

以上です。

○事務局（秋田） はい、ありがとうございます。調整の際には、そのように声かけさせていただきます。

○上原議長 ほか。

八前委員。

○八前委員 アンケートの件に関しては、次回、案を見てから協議するというのでいいと思うんですが、奄美海区との調整の段階で、前回、第2回のときに報告であった奄美海区からの申出、沖縄船が操業している実態があるというのを、ある程度こちらでも把握して向こうに行かないといけないと思うんで、そこら辺の調査というのはどういうふうに考えていますか。

○上原議長 あの周辺での操業の実態、調査はかけられるんじゃないか。操業海域、あの辺りで操業しているかどうか。主な操業海域とかを聞けるんじゃないか。

○事務局（秋田） メインのアンケートの前に、操業実態について伺うということですか。

○上原議長 というのもありかなと。

○事務局（秋田） すみません、ちょっと事務局としてまだ考えがまとまっておりませんので、ただいま会長から提案いただいたように、今の

考え方も含めて、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○上原議長 八前委員、いいですか。

○八前委員 はい。実態を把握して行かないと、行って、分かりませんでは、多分、向こうからの指摘でもあるので、歩調を合わせにくいのかなと思いますので、しっかり調査してほしいなと思います。

○上原議長 はい、了解しました。

ほか、ございませんか。

特にないようですので、次回にアンケート内容について、また再度協議をさせてもらいたいと思いますし、奄美からの調査、先ほどあったように、操業海域、どの辺りで実際どの程度の船が操業されているのかというの、聞き取り等も含めて、ちょっと調査をさせてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

協議事項について特になければ、もう次に進みますが、よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 ありがとうございます。

[報告事項 1 ウミガメの採捕に係る委員会指示の発動および、アオウミガメの採捕承認頭数の判断基準について]

○上原議長 では、次は、報告事項をお願いしたいと思います。

ウミガメの採捕に係る委員会指示の発動および、アオウミガメの採捕承認頭数の判断基準について、事務局から報告をしてください。

○事務局（秋田） はい、よろしくお願いします。

報告事項の1つ目として、ウミガメの採捕に係る委員会指示の発動および、アオウミガメの採捕承認頭数の判断基準について。

1つ目が、前回お諮りした新しい委員会指示について、総務私学課とも調整を済ませて、今月の20日もしくは30日に広報掲載し、新しい指示を告示することになりました。

それで、62ページから65ページに、総務私学課と調整して、前回承認いただいた指示の一部修正がありましたので、その内容を少しだけ説明させていただきます。

修正したのは、63ページの第7条の下線と赤字で示してある、もしくは第6の規程により承認内容の変更したとき、この部分をちょっと文言の修正を微修正しました。それ以外は、前回海区で修正内容の提案をさ

せていただいた部分になります。

こちらについては以上で、前回報告させていただいて、一旦保留にさせていただいていたアオウミガメを漁業で採捕する際の採捕承認の判断基準案について、66ページ、67ページをご覧ください。

前回の委員会でも説明させていただいたんですが、近年、アオウミガメが増えてきているということで、採捕承認頭数を増やす判断基準を令和4年度取ったところ、非常に多い申請があって、漁期の途中で承認頭数が足りなくなる事態があって、一旦承認を与えた方から枠を返してもらって、新たに承認するという事態になってしまいました。

そうしたことから、アオウミガメを新規で申請する方のその申請の判断基準について、検討を再度いたしました。

読み上げます。

アオウミガメの新規申請または前年度の採捕実績がない場合、10頭を上限として承認する。採捕実績がある場合は、前年度の採捕実績数に10頭を加えた数を上限とする。

これ以降がちょっと再検討した内容なんですけれども、ただし、採捕実績の有無にかかわらず、承認を受けた頭数を全て採捕することが見込まれる場合で、全体の採捕割当て頭数に余剰があるときは、追加で10頭以内の採捕承認を受けることができる。なお、採捕実績を鑑み、特別の必要性について海区漁業調整委員会で承認が得られた場合についてはこの限りではないということで、新規については、まず10頭を承認し、その方が順調に採捕を続けて、販売についてもうまくいっている、漁期の途中で枠が足りなくなる見込みである場合は、さらに10頭追加して承認ができるというふうな判断基準に変更したいと思います。

ウミガメの採捕頭数についての報告は以上ですが、こういう考え方で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○上原議長 今、アオウミガメの採捕承認申請の判断基準について、事務局の案として提案をされておりますが、この件について、委員の皆様、ご意見ありますでしょうか。

○城間委員 議長、よろしいでしょうか。

○上原議長 はい、城間委員、どうぞ。

○城間委員 すみません、念のため確認なんですが、66ページの2番ですね、アオウミガメの2番、採捕実績がある場合というところなんですけれども、これは前年度のということでよろしいですか。前年度の採捕実績がある場合ということですか、それとも、過去いつでもいいという

こと。

○事務局（秋田） すみません、前年度を加えたほうが親切でした。前年度の意図です。

○城間委員 分かりました。ありがとうございます。

前年度、採捕実績があればいいと明確に書いたほうが分かりやすいかなという気がしますけれども。

以上です。

○事務局（秋田） ありがとうございます。そのように変更させていただきます。

○上原議長 ほか、何かございますか。

（「なし」という声、あり）

○上原議長 特にないようですので、採捕承認の判断基準については、先ほど説明をした事務局案で、今期は対応させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

〔報告事項2 ソデイカ漁業に関する情報の共有について〕

○上原議長 次に、ソデイカ漁業に関する情報の共有についての報告をお願いします。

○事務局（秋田） 報告の2で、ソデイカ漁業に関する情報の共有について、共有したい内容が2点ありますので、紹介させていただきます。

まず1つ目が、沖縄海区におけるソデイカ漁業については、本年度、その漁業ルールを定めた委員会指示の更新が予定されています。これと関係して、奄美海区の委員会指示も5月に更新がありましたので、その内容を69ページから72ページに記載しております。

先ほどの協議事項でも説明させていただきましたが、こちらの参考につけている鹿児島県広報の72ページ、5番をご覧ください。中段からやや上のほうですね。

5、操業期間の制限ということで、奄美海区のほうも毎年6月1日から10月31日までは操業してはならないということで、漁期の制限、前年同様で指示が発動されております。

この件については以上で、もう一つが②番、73ページになるんですけども、ソデイカ漁業における船舶用AISの適正使用についてということで、水産課のほうに水産庁取締り船担当者から電話があって、下記の内容報告がありましたので、読み上げさせていただきます。

水産庁取締り船が八重山南限線を巡視中に不審なAIS信号を複数確認。

台湾漁船の違反操業の可能性もあるため、現地を確認したところ、日本漁船の操業を確認。その後、日本漁船が当該A I Sの設置されたブイを回収するところを現認。

A I Sの漁具への使用は漁業関連法令違反ではなく、電波法の違反になり、水産庁のほうでは取り締まることができないものの、法令違反を看過するわけにはいかないことから、違反船の所属漁協に対して口頭で注意喚起をしました。今回の件で、海保への情報提供はしていません。

なお、A I Sの違法使用については、拾得した台湾漁船の漁具を日本漁船が使用していると疑われる事案、台湾のA I S信号を確認し、現地を確認すると、日本漁船が操業していたというのが何件か確認されております。こちらは、久米島周辺の特別協力海域での確認事例があるということです。

また、去年は、県内漁協の漁船が当該漁具の使用で電波法違反により海上保安庁に取締りを受け、罰金刑も確定しているということで、これについては、海保から水産庁のほうに情報提供があったわけではなく、漁業者から直接水産庁のほうに電話があったということでした。

取締り船が取締りの業務において目的地へ向かう途中に、こういった違反と疑われるA I S信号を確認した場合は、台湾船の違反操業の可能性を排除できないことから現地確認に向かわねばならず、本来の業務に支障を来しているということです。

したがって、水産庁としても、県の水産課や海区委員会で電波の適正利用について周知や注意喚起をしてもらうことは大変ありがたいという情報提供がありました。

本件に関して提案させていただきたいのが、水産課から漁連宛てにどうか、海区から漁協宛てにこの電波の適正利用という呼びかけというか、海区から県漁連に適正利用をお願いするような依頼文を出させていただけないかなというふうに考えております。

ちょっとまだその案はできていないので、ここにはつけていないんですけども、そういった形で漁業者の方にはA I Sの適正利用について呼びかけさせていただくということで進めさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○上原議長　この件については、私は、海区としてではなく、県漁連もお預かりしているので、県漁連のほうにも同様の報告が水産庁の取締りの担当のほうからあったという報告を受けております。

この件については、県漁連のほうから会員漁協宛てに周知指導の文書なりを発送して、注意喚起を図りたいというふうに思いますので、そのような対応をさせていただければと思います。

よろしいですか。

今、ありました報告事項、情報共有について、何かご意見がございましたらお願いをしたいと思いますが。

特にないようですので、本日本日予定していた議案、報告事項等終わりますので、最後に、附帯決議を取りたいと思います。よろしくお願ひします。

附帯決議。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというので、附帯決議、よろしいでしょうか。

(「はい」という声、あり)

○上原議長 ありがとうございます。

附帯決議については承認することといたします。

どうも長時間ありがとうございました。

続いて、事務局のほうに進行をお願いしたいと思います。

○事務局(秋田) すみません、会議を閉じさせていただいたところではあるんですが、前回の海区で報告させていただいた全国会議での表彰に、新立委員と一緒にいかせていただきました。

その際、ちょっと割れ物ということで、直接お渡しできなくて、事務局のほうに記念品が届いていましたので、会長のほうから新立委員に進呈いただきたいと思います。

(会長から新立委員へ、全国海区表彰の記念品進呈)

○上原議長 ご苦労さまでございました。また今後ともよろしくお願ひします。

(拍手)

○新立委員 ありがとうございました。

○事務局長(井上) 上原会長、ありがとうございました。

先ほどお話があった議案3のウミガメの採捕に関連した意見が出て、海区での個人情報の取扱い方針については、次回報告させてもらいたいと思います。

また、協議について具体的なアンケートや奄美海区からの実際の調査、確認、そしてアンケート結果については、生物学的な情報を踏まえて、

県としての意見を取りまとめた上で奄美のほうに行くというお話をいただきまして、ありがとうございます。

次回の海区は、7月14日金曜日、14時からの予定です。会場は、県庁6階第2特別会議室での開催を予定しておりますが、別件会議が入る可能性があるため、会場の変更がある可能性があります。

また、今後の開催形式について、コロナ感染症の感染が収まりつつありますが、今後のソデイカの委員会指示・更新などの議論を進めていくべき案件も控えておりますので、対話での会議開催を基本として、可能な限り参加をよろしくお願いいたします。

ただ、体調が優れない場合や業務の多忙な場合など、都合に合わせてウェブを活用していただけたらと思います。

引き続き活発なご意見のほう、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○上原議長 皆さん、お疲れさまでした。

令和5年6月9日

議長

議事録署名人

議事録署名人